二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸尾倉字中村二二一、字上村三一九の一から三一九の三まで、三二〇から三二二まで、三二四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中村二二一、字上村三二〇、三二一、三一九の一・三二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　香川県さぬき市大川町富田中字南柴谷五九三の二、東かがわ市五名字日根下四八八の二、四九二、四九八の一、字滑良五九三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　香川県観音寺市豊浜町和田字大谷丙一二七、丙七一四・丙八〇七の一・箕浦字小家谷乙三五の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び観音寺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　香川県東かがわ市五名字菅九九八の一、字国木尾七二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　香川県観音寺市豊浜町和田字大谷丙二五七の一・丙二五八・丙二六一・丙二六三・丙三一八の一・丙三二〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び観音寺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町新堀字西城一〇四六の一、一〇五一の一から一〇五一の五まで、一〇五一の九から一〇五一の一三まで、一〇五一の一六、藤岡市坂原字坂原六九四の一、六九五、七〇六、上日野字奈良山九の四、丙五二、五三の一、三波川字塩沢一五〇二の一、字月吉一六一八の三、多野郡神流町大字柏木字室沢九八二の二、一〇四二、一〇四三、甲一〇四六、字熊ノ沢甲一一八九、乙一一八九、一一九四の三、一一九九の三、甲一一九九の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県下閉伊郡田野畑村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
田野畑村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。